

# 愛知県立学校条例の一部改正について

○ 2025年4月に開設するフレキシブルハイスクール（佐屋・武豊・豊野・御津あおば高校）は、全日制・昼間定時制・通信制の3課程を一つの学校内に置き、不登校経験者など多様なニーズを持つ生徒が、自分のペースに合わせて課程間をフレキシブルに行き来して学べる学校。

- ① 転籍：他の課程に移ること。  
⇒ 移った先の課程の授業料を支払う。
- ② 併修：在籍する課程にしながら、他の課程の科目を履修すること。  
⇒ 在籍する課程の授業料に加えて、追加で履修する科目の受講料を支払う。

○ 併修の受講料について、現在、定時制、通信制の科目を併修する場合は定めているが、**全日制の科目を併修する場合の受講料が定められていないため、愛知県立学校条例の一部を改正し、その受講料を定める。**



**【受講料】**                      今回改正

併修する課程 在籍課程	全日制	定時制	通信制
全 日 制		1,400 円	336 円
定 時 制	1,400 円	1,400 円	336 円
通 信 制	1,400 円	1,400 円	336 円

※ 全日制と定時制で、授業の実施形態や単位の認定方法に大きな違いがないことから、全日制課程における併修の受講料は、**定時制における併修の受講料と同額とする。**

**【フレキシブルハイスクールにおける併修受講料徴収のイメージ】**

併修する課程 在籍課程	年間履修単位数	全日制	昼間定時制	通信制
		全 日 制		徴収しない
昼間定時制	20 単位	授業料分を上回る分を徴収 (1,400 円)		授業料分を上回る分を徴収 (336 円)
通 信 制	19 単位	徴収 (1,400 円)	徴収 (1,400 円)	

**高等学校等就学支援金の扱い**

授業料を実質無償化する国の高等学校等就学支援金は、支給限度額がある。

- ① 全日制・定時制の場合  
授業料と就学支援金の支給限度額が同額のため、**併修受講料分は、自己負担となる。**
- ② 通信制の場合  
併修により就学支援金の**支給限度額を超えた分は、自己負担となる。**

現在、定時制や通信制で併修している生徒（科目を多く取って3年で卒業を目指す生徒）は、支給限度額を超えた分を自己負担している。



- 就学支援金の受給対象者について、**支給限度額を超える受講料を実質無償とする措置を講じる。**
- 国に対し、**就学支援金の支給限度額を撤廃するなど、支援金制度の拡充を要望する。**

**【参考】愛知県の授業料等と就学支援金の限度額**

区分	愛知県の授業料	就学支援金の支給		年間履修単位数 (イメージ)	卒業に必要な 単位数
		限度額	期間		
全日制	年額 118,800 円	年額 118,800 円	3 年	30 単位 (6 時間×5 日/週)	74 単位
定時制	20 単位以上 年額 32,400 円	年額 32,400 円	4 年	20 単位 (4 時間×5 日/週)	
通信制	1 単位につき 年額 336 円	1 単位 336 円 総額 24,864 円 通算 74 単位	4 年	19 単位	